

コンプライアンス規程

平成28年5月28日 理事会制定

平成29年3月30日 理事会改定

平成30年3月31日 理事会改定

2025年3月20日 理事会改定

(総則)

- 第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会（以下「本協会」という。）におけるコンプライアンスについて定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令、本協会の所属する国際パラリンピック委員会等障がい者スポーツ競技団体及び本協会の定款、規程、規則及び倫理に関するガイドライン等（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

(基本方針)

- 第3条 ブラインドマラソンの競技者、伴走者及び指導者並びに本協会の役員、社員、会員及び職員（以下「本協会関係者」という）は、前条の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(責務)

- 第4条 本協会関係者は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

(委員会の設置)

- 第5条 本協会にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員長1名とコンプライアンス委員若干名を置く。
- 2 コンプライアンス委員会の委員長は、理事の互選で決定し、理事会の承認に基づき会長が委嘱する。
 - 3 コンプライアンス委員会の委員は、会長又は理事長が推薦し理事会が承認する。

(任期)

- 第6条 コンプライアンス委員会の委員長と委員の任期は、本協会の定める役員任期の定めに順じ、再任を妨げない。

(権限)

- 第7条 コンプライアンス委員会は、以下の事項について取り扱う。

- (1) コンプライアンス方針の策定と実施
- (2) コンプライアンス違反行為及び処分案の審査
- (3) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (4) その他、理事会が提案した事項

(違反行為)

- 第8条 前条の違反行為とは、本協会規程の対象となる者の次の各号いずれかに該当する行為をいう。
- (1) 正当な理由なく、本協会の指示命令に従わなかった行為
 - (2) 違法行為等により本協会及び加盟団体の名誉又は信用を毀損する行為
 - (3) 本協会の定款、規程及び倫理のガイドラインに規定された違反行為

(処分の審査)

- 第9条 処分の審査は、コンプライアンス委員会が中立、かつ公平に違反行為の内容・程度及び情状に応じて行い、その結果を理事会に提言する。
- なお、処分の審査に当たっては、処分対象者に書面をもって事前に通知し、意見聴取の機会を設ける。

(処分の内容)

第10条 違反行為に対する処分の内容は以下の通りとする。

- (1) 戒告 口頭による注意を行い戒める
- (2) けん責 文書による注意を行い戒める
- (3) 役職解任 会員としての資格のみ認める
- (4) 会員資格停止 会員としての資格を一定期間停止する
- (5) 除名処分

(処分の決定と告知)

第11条 理事会は、コンプライアンス委員会の審査・提言を受け、定款及び規定に則り、処分を決定する。

なお、処分対象者には弁明の機会があたえられ、告知は書面により告知する。

(招集)

第12条 コンプライアンス委員会は委員長が招集する。

- 2 委員長が欠けたときまたは委員長に事故があるときは、各委員がコンプライアンス委員会を招集する事ができる。

(守秘義務)

第13条 コンプライアンス委員会に関与する者は、その業務上知り得た秘密情報に関して、協会の許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2025年3月20日より実施する。